

苫小牧市公契約基本方針

この方針は、本市が行う契約が、公正性・透明性・競争性をより一層高めた入札・契約制度のもと、地域経済の発展、地元企業の育成と、そこに働く市民の雇用環境の安定が図られるよう、市政推進に努めることを目的とするものとする。

I 公契約における課題

- 公正性、透明性の向上と確立
- 適正な競争性の確保(過度な競争の防止)
- 談合等不正行為の防止
- 適正な技術・資格者の配置
- 不良不適格業者の排除
- 地元企業への受注機会の拡大配慮・育成
- 企業の適正な利益の確保

II 公契約に関する基本方針

今後の公契約の在り方については、公契約条例によらない新たな取り組みを加え、以下のとおり基本方針を設定する。

1. 公平、公正で透明性の高い入札・契約制度の推進

市民に信頼される市政の確立のため、談合等の不正行為の排除を徹底するとともに、受注者間の公正な競争が確保されるよう、より公平、公正で透明性の高い入札・契約制度の推進に努めるものとする。

改革プラン1-①~④⑪~⑭

また、入札・契約手続に係る基準及びその経過を公表するとともに、その客観性及び透明性の確保に努めるものとする。

改革プラン1-⑤~⑩

2. 品質と適正な履行の確保ができる入札・契約制度の推進

公契約において、適正な価格のもとでその品質確保が強く求められていることから、適正な技術者・資格者等の配置を行い、違反行為の防止、関係法令の遵守と適正な業務の確保、その履行に係る監督及び検査体制の充実に努めるものとする。

改革プラン2-①②

3. 地域経済の活性化など市民生活の向上に資する入札・契約制度の推進

地域を取り巻く厳しい経済情勢を踏まえ、地元企業の受注機会の拡大に配慮するとともに企業が安心して受注し、そこに働く市民の安定した雇用環境の確保に努めるものとする。

改革プラン3-①~③

Ⅲ 基本目標

基本方針に沿って、施策を展開していくための基本目標を以下のとおり設定する。

1. 公平、公正で透明性の高い入札・契約制度の推進

(1) 公正な競争の促進

改革プラン1-①~④

- ①入札・契約に関する競争性や透明性を高めるため、一般競争入札の拡大を進める。
- ②指名競争入札を実施する場合には、指名基準や指名業者数の工夫により、競争性を高める。
- ③随意契約を実施する場合は、競争入札に付することの可否の判断を厳格に行うとともにその理由を明らかにする。

(2) 入札・契約制度の透明性の確保

改革プラン1-⑤~⑩

入札・契約に係る事務手続きに関して、その根拠や考え方を明確にし、判断基準や事務取扱要領等を整備するとともに、入札・契約の経過等を公表するなど、広く市民へ情報公開し、入札・契約制度の透明性を高めるものとする。

(3) 不正行為の防止

改革プラン1-⑪~⑭

市民に信頼される公平、公正な市政の推進のため、談合等の不正行為を排除し、談合情報等への対応を強化するとともに、不正行為があった場合は、指名停止措置などにより厳正に対応するものとする。

2. 品質と適正な履行の確保ができる入札・契約制度の推進

(1) 品質と適正な履行確保のための条件整備

改革プラン2-①

品質を確保し、目的とする事業成果が得られるよう、適正な技術者・設備等の配置基準を明確にし、履行の各段階において監督の充実に努め、検査においては、履行成績の評定基準の整備により、客観的かつ公平な評定手続の確保に努めるものとする。

(2) 価格以外の評価による発注方法の条件整備

改革プラン2-②

品質の確保に資する入札・契約手続として、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を総合的に考慮し、履行成績や技術提案あるいは、従事者の履行体制などきめ細やかな評価が可能となる総合評価方式やプロポーザル方式の手続に必要な基本的事項を定めるものとする。

3. 地域経済の活性化など市民生活の向上に資する入札・契約制度の推進

(1) 地域経済の活性化に資する発注の推進

改革プラン3-①②

地元企業の受注機会の拡大への配慮については、競争性を確保しつつ、地元企業の優先活用に配慮するとともに、適切かつ合理的な範囲での分離分割発注を行うものとする。

(2) 安定した雇用環境の確保

改革プラン3-③

賃金などの労働条件に関する基準は、本来国が定めることであるが、今般の厳しい経済状況の中、公契約条例によらない労働者の賃金確保のため、各社の相場を反映した入札により、企業の適正な利益が確保されるよう、最低制限価格制度の見直しを進めるものとする。